

農林水産物に関する輸出規制の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

農林水産物に関する輸出規制の見直し

2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 広実 郁郎
電話番号：03-3501-0538 e-mail：bouekikanri-pb@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成23年11月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項に基づき輸出をする際に経済産業大臣の承認を要する貨物のうち以下の農林水産物資については、国内における安定供給確保等を目的として、輸出承認品目として規制を行ってきたところである。

- ①魚粉及び魚かす並びに養魚用配合飼料
- ②からまつの種子
- ③かぼの丸太
- ④はっかの種根及び苗

(2) 規制の内容

輸出令別表第2に掲げる、輸出令第2条第1項に基づき輸出をする際に経済産業大臣の承認を要する品目のうち、上記①～④について輸出規制を廃止する。

(3) 規制の必要性

国内における安定供給確保等を目的として、輸出令別表第2に掲げる農林水産物資については輸出令第2条第1項に基づき輸出をする際に経済産業大臣の承認を要しているが、輸出承認の対象としてから長期間が経過し、また、一物品目については平成22年度に行われた「国民の声」規制・制度改革集中受付において規制見直し要望がなされたため、輸出規制の必要性について改めて検証を行った。

【検証1（上記①～③について）】

以下の理由から、輸出規制を廃止しても、輸出が急増する可能性は低く国内における安定供給に支障はないと言える。

- ・ 現行制度下においても、原則として必要書類を揃えて輸出承認申請をすれば全量承認することとしていることから、実質的に輸出行為は輸出規制により抑制されていない。
- ・ こうした規制の運用となっているにもかかわらず、上記①～③の輸出量が供給量（生産＋輸入）に対して極めて少量であること（供給量に占める輸出量の割合は直近3年間で0%～3.8%。）（※参照）。

※ 養魚用配合飼料及びかばの丸太については、平成22年度における供給量に占める輸出量の割合が平成21年度のものとは比べて上昇しているものの、国内における安定供給に支障をきたさない程度の上昇である。

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
魚粉及び魚かす	生産	203千トン	205千トン	200千トン
	輸入	323千トン	263千トン	270千トン
	輸出	1千トン	1千トン	1千トン
	輸出／(生産＋輸入)	0.19%	0.21%	0.21%
養魚用配合飼料	生産	492千トン	467千トン	441千トン
	輸入	10千トン	10千トン	10千トン
	輸出	12千トン	10千トン	17千トン
	輸出／(生産＋輸入)	2.4%	2.1%	3.8%
からまつの種子	生産	460kg	107kg	120kg
	輸入	0kg	0kg	0kg
	輸出	0kg	0kg	0kg
	輸出／(生産＋輸入)	0%	0%	0%
かばの丸太	生産	3,599m ³	1,928m ³	(集計中)
	輸入	6,617m ³	2,996m ³	3,616m ³
	輸出	0m ³	7m ³	8m ³
	輸出／(生産＋輸入)	0%	0.14%	—

※1 平成22年度の数値は見込み値を含んでいる。

※2 からまつの子種及びかばの丸太については、輸出承認申請はない。（平成21年度及び平成22年度のかばの丸太の輸出量は、輸出承認対象ではないそま角及び最少横断面における丸身が30パーセント未満の製材の輸出量である。）

※3 かばの丸太の生産量は国有林及び北海道有林におけるウダイカンバの伐採量（立木材積）、輸入量（出典：Global Trade Atlas）はカナダ、米国、EUからの暦年の輸入量（カナダからの輸入量には製材を含む。）。

【検証2（上記④について）】

はっかの種根及び苗については、日本の優良品種が海外に流出し、流出した品種が海外で大量に生産されて日本に輸入されることにより、国内のはっか生産者に支障が出ることを防ぐために、輸出承認品目として輸出禁止措置をとっている。

しかし、現在、はっか製品（メントール及び薄荷油）の国内総供給量の99%以上が海外からの輸入等で占められており、国内産はっかは、その産地で栽培されたことにより独自の価値を持ち、地域の特産品（はっか油、飴、石けん等）に加工されて流通している。

このため、栽培された産地によって独自の価値を持つ国内産はっかは、同じ品種・品質で安価なはっかが海外から輸入されても影響がなく、国内のはっか生産者に支障がないことから、輸出規制の必要性が失われている。

検証の結果、上記①～④については、国内における安定供給が確保されており、輸出規制を廃止しても安定供給に支障はないなど、輸出規制の必要性が失われていることが明らかとなった。

現在、輸出規制の必要性が失われている貨物については、輸出者に、輸出承認義務を課すことにより不要な負担をかけているため、当該規制を廃止する必要がある。

（４）法令の名称・関連条項とその内容

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第48条第3項及び輸出令第2条第1項第1号に基づき輸出する際に経済産業大臣の承認を要する貨物については、輸出令別表第2に掲げられており、同別表から対象の貨物を削除する。

- 外為法第48条第3項
- 輸出令第2条第1項第1号
- 輸出令別表第2

（５）影響を受け得る関係者

以下の4者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 輸出規制廃止品目の輸出者
- 輸出規制廃止品目の需要者
- 国民・社会
- 国の行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部署）

5. 想定される代替案

今回の措置は、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

6. 規制の費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。なお、費用や便益に経年的な変化が殆ど想定されないため、分析期間は単年度とする。

改正案の実施による関係者への影響

	費用	便益
輸出規制廃止品目の輸出者	○特になし	○輸出承認申請(標準処理期間上、承認するまで審査期間として約5日間必要)が不要となる。 ○輸出承認申請を行う事務コスト、承認を受けた後の管理コストが削減される。 ○輸出機会が増大する。
輸出規制廃止品目の需要者	○特になし(輸出規制を廃止しても、国内における安定供給に支障がないため。)	○特になし
国民・社会	○特になし	○輸出規制廃止品目の輸出が自由化され、外国貿易及び国民経済の健全な発展に資する。
行政機関(輸出規制の審査業務等を行う部署)	○特になし	○審査業務等が不要になる。

7. 政策評価の結果

以上の規制にかかる費用・便益の分析が示すとおり、改正案を導入した場合、費用なしの状態、輸出規制廃止品目の輸出者にとって事務コストの削減等及び輸出機会の増大等という便益、国民社会にとって外国貿易及び国民経済の健全な発展に資するという便益があり、更に行政機関(輸出規制の審査業務等を行う部署)にとっても審査業務等が不要となるという便益があるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

輸出規制廃止品目の国内生産者、輸出者等にヒアリングを行った上で、本改正案に至った。

9. レビューを行う時期又は条件

物資所管省庁において、輸出規制廃止品目の今後の需給動向を随時把握し、その結果、国内における安定供給に支障が生じるおそれがある場合には、物資所管省庁と連携してレビューを行うこととする。